

令和3年3月23日

答申第3号（令和2年12月28日諮問 甲税第169号、甲税第170号、甲税第171号）

甲良町長 野瀬 喜久男 様

甲良町情報公開・個人情報保護審査会

会長 高橋 進

答申

令和2年12月28日付甲税第169号、甲税第170号、甲税第171号にて諮問のあった審査請求について、次のとおり答申します。

1 甲良町情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という）の結論

甲良町長（以下、「実施機関」という）は、本件審査請求の対象となった公文書について、実施機関が令和2年9月28日付で行った甲良町情報公開条例（平成15年3月26日条例第5号、改正平成29年条例第17号、以下、「条例」という）第6条第2項第1号の規定に基づく非公開決定（甲税第102号、甲税第103号）を取り消し、「5 審査会の判断」の「（7）本件処分1、2について」のとおり、部分公開すべきである。また、実施機関が令和2年9月28日付で行った条例第6条第2項第1号の規定に基づく部分公開決定（甲税第105号）は妥当と判断する。

2 審査請求に至る経緯

（1）情報の公開請求

審査請求人は、令和2年9月14日付で、条例第10条の規定により、実施機関に対し、令和2年9月2日に再議可決された甲良町税金等寄付金条例に関わる次の5つの事項の情報の公開を請求した。

- 1、平成31年3月1日に発送したとされる「甲良町公金着服事件に関連した未納金の確認について（お願い）」と題される通知書。
- 2、上記の通知書を発送したとされる306名の内、後に「還付対象者」と町が認定した15名（個人名は対象外）の未収金に関わる金額、税目、賦課年度、納期の一切の資料。
- 3、申立期間内に申し立てたとする67名の内、「還付対象者」と判断した15名（個人名は対象外）について、その一人一人の申し立て内容とその根拠、および町がその申立に基づき「還付必要」と判断した理由及び根拠となる一切の資料。
- 4、令和元年5月17日に通知したとされる「甲良町公金着服事件に関連した未納額調査の結果について（お願い）」と題する書類。
- 5、令和2年3月13日に申立者の調査結果により47名に対して「公金着服事件の額調査結果及び納付について」の調査結果の通知書等を送付したとする一切の資料。

（2）実施機関の決定

実施機関は、上記の公開請求に対し、令和2年9月28日付で以下のような決定を行い、審査請求人に通知した。

事項1については、公開と決定した（甲税第101号）。

事項2については、甲良町情報公開条例第6条第2項第1号「法令または条例の定めると

ころにより、明らかに公開することができないとされている情報」に該当するとし、その根拠法令として地方税法第 22 条（秘密漏えいに関する罪）を挙げ、非公開と決定した（甲税第 102 号、以下「本件処分 1」という）。

事項 3 については、事項 2 と同様の理由で非公開と決定した（甲税第 103 号、以下、「本件処分 2」という）。

事項 4 については、公開と決定した（甲税第 104 号）。

事項 5 については、令和 2 年 3 月 4 日付「公金着服事件に関連した未納金の調査結果および納付書等について」と題する異議のあった方について 3 とおりに仕分けしたとする文書、令和 2 年 3 月 13 日付事務連絡「甲良町公金着服事件に関連した未納金の確認について」と題する未納税がすべて収納されていたことを確認したことを納税者に連絡した文書を部分公開し、対象者確認一覧表の住所、氏名、宛名番号、合計金額及び令和 2 年 3 月 13 日付「公金着服事件の調査結果及び納付について」と題する文書の住所、氏名、宛名番号及び未納額明細については、事項 2 と同様の理由で非公開と決定した（甲税第 105 号、以下「本件処分 3」という）。

（3）審査請求

審査請求人は、上記事項 2 及び事項 3 についての非公開決定（本件処分 1、2）及び事項 5 についての部分公開決定（本件処分 3）を不服として、令和 2 年 12 月 23 日付で、行政不服審査法（平成 26 年法律 68 号）の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨および理由

（1）審査請求の趣旨は、本件処分 1、2、3（本件処分 3 については未納金額及び未納額明細書に関する部分）をいずれも取り消し、情報公開請求に係る公文書又は非公開部分の開示を求めるといものである。

（2）審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見陳述において主張している審査請求理由は、以下のとおりである。

1 令和 2 年 9 月 2 日、甲良町議会第 6 回臨時議会において甲良町町税等寄附金条例が再議可決された。これは甲良町税務課元職員による税金着服事件により徴収を止めていた平成 27 年以前に未納がある 306 名に対し、未納金の確認についてのお願い通知書を発送したところ、67 名から既に納付済みであるとの申し立てがあったので、申立者について調査した結果、うち 15 名については町が未納金と認識している金額の全部又は一部につき収納が確認されたので還付する必要があるが、その中には 5 年以上経過したものがあり、地方税法上還付できないために、過誤納還付金不能額相当額及び利息相当額を返還するために、これを地方自治法 232 条の 2 に基づき、寄附金（補助金）として交付するための条例を制定するというのが、その趣旨であった。しかし、町長からはその説明の根拠となる資料の提示がなかった。

そこで、審査請求人は実施機関に対して、令和 2 年 9 月 14 日付で上記 5 事項についての情報公開請求を行った。

2 それに対して、実施機関は上述のような本件処分を行った。その理由は、いずれも条例第 6 条第 2 項第 1 号「法令または条例の定めるところにより、明らかに公開することが

できないとされている情報。地方税法第 22 条（秘密漏えいに関する罪）」と記載しているだけで、当該条文に該当する理由が具体的に示されておらず、理由付記を欠く違法がある。

3 地方税法 22 条は納税者の個人情報・プライバシーを保護し、地方税の調査・徴収事務に対する信頼を保護するために定められたものであるから、同条にいう「秘密」は、納税者個人に関する税情報の一切を指すのではなく、特定の個人に関する情報で当該個人を特定できるものや地方税の調査・徴収事務の公正を維持するために必要なものを指すというべきである。それゆえ、「税目、税額、賦課年度、期別、納期、未納金額、延滞金額」を公開しても、当該税に関する納税者の「住所、氏名、宛名番号」を公開しなければ、当該納税者個人を特定することはできず、地方税の調査・徴収事務の公正を害することもないのであるから、秘密を漏えいしたことには当たらない。

4 審査請求人の情報公開請求に係る情報は、甲良町町税等寄附金条例の立法事実に関するものであるから、同条例の審議のために、さらには開かれた公正透明な町政のために、町議会議員・住民に開示されるべきであり、少なくとも、本件処分 1、2 の全部非公開はあり得ず、本件処分 3 にあっても「税目、税額、賦課年度、期別、納期、未納金額、延滞金額」は公開されるべきである。それらの情報を公開せずに議決された甲良町町税等寄附金条例の議決には瑕疵があり、同条例は違法無効である。そのような事態を避けるためには、本件処分の取消しと前記税情報の公開が不可欠である。

5 地方自治法 232 条の 2 の解説では、寄附について、「公益上必要かどうかを一応認定するのは長および議会であるが、この認定はまったくの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要と認められなければならない」としており、甲良町が二重払いと認定した納税者一人一人について、正当性・客観性を証明しなければならないと解釈されるべきである。にもかかわらず、甲良町はこれを怠り、非公開決定を行った。

6 元職員の公金着服事件及びこれに関連した収納システムの改ざんにより、甲良町政における税の公平・公正性は様々な場面において脅かされ続けており、甲良町政にとって税務関係全般の信頼性を取り戻すことは最重要課題である。そのためには、詳細な情報公開が必要である。したがって、本件処分はいずれも違法であるから取り消され、当該文書が公開されるべきである。

4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本審査会に対して概ね以下のとおりの説明を行った。

本件対象情報が条例第 6 条第 2 号第 1 号に規定する「法令または条例の定めるところにより、明らかに公開することのできないとされている情報」にいう地方税法第 22 条に該当すると判断し、非公開または部分公開とした。同条では「地方税に関する調査に関する事務」「地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密」を漏らしてはならないとされている。本件の公開請求部分である納税者個人の申し立てに関する聞き取り内容、未納額、延滞金額、賦課年度、納期、税目、未納金額明細書、甲良町納付書兼領収書、銀行通帳記載事項などがこれに該当すると判断した。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例は、その第 1 条に「町民の知る権利を保障し、町政の諸活動を町民に説明する責任

を全うするため、町の保有する公文書の公開について必要な事項を定めることにより、町政への理解と信頼を深め、町民の監視と参加による公正で透明な開かれた行政を一層推進し、もって町民と町との協働による町政の進展に寄与することを目的とする」と規定している。条例は公文書の原則公開を理念としているが、条例第 2 条第 3 項が規定するように、「基本的人権としての個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮を払うこと」を求めている。条例第 6 条も公開の原則にたちつつ、例外として非公開とすることのできる場合を定めており、同条第 2 項第 1 号は「法令または条例の定めるところにより、明らかに公開することができないとされている情報」を非公開とすることができると規定している。また、地方税法第 22 条は、「地方税に関する調査に関する事務」又は「地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密」を漏らしてはならないとされている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例及び地方税法第 22 条を厳格に解釈して、以下のように判断する。

(2) 本件情報公開請求の背景および対象公文書について

本件情報公開請求の意味と論点を把握するには、公開請求の背景を理解する必要がある。その背景は、概ね以下のとおりである。

平成 28 年 1 月に甲良町税務課元職員による公金着服事件及びこれに関連した収納システムの改ざんが発覚した。事件発覚後、甲良町は、公金着服事件に関連しての未納金について、収納システムの整理を行い、未納金の確認作業を行ってきた。その作業を経て、甲良町は、本件情報公開請求に基づき公開された事項 1 の令和 2 年 9 月 28 日付公開決定文書（甲税第 101 号）である平成 31 年 3 月 1 日付事務連絡「甲良町公金着服事件に関連した未納金の確認について（お願い）」に記載されているように、未納金が存在すると判断された 306 名に対して納入済か未納かの確認を求めた。さらに、同じく本件情報公開請求によって公開された、事項 4 の令和 2 年 5 月 17 日付事務連絡「甲良町公金着服事件に関連した未納額調査の結果について（お願い）」文書（甲税第 104 号）が示すように、平成 31 年 3 月 18 日～4 月 12 日の指定期間内に納入済みとの申し立てを行った 67 名に対して、聞き取り、コンピューターのデータチェック、持参された納付書兼領収証書や銀行等の引落とし記録等の調査を行った。

これらの調査を経て、未納明細書のうち、全額が納付済と判断した方、一部が納付済と判断した方、未納明細書のとおりと判断した方の 3 つに分類し、令和 2 年 3 月 13 日付でそれぞれに文書を送付した（令和 2 年 9 月 28 日付、部分公開決定、甲税第 105 号）。

これらの調査の結果、15 名について、地方税法の定める 5 年の還付請求期限を経過した還付不能金があることが判明した。これらの地方税法上還付できない二重納付分について、税の公平性及び町職員による横領という町側に責任がある要因が還付不能原因であることから、甲良町は公益上の必要及び行政の信頼の回復を目的に、還付不能金を寄附金という形で納税者に支払うために、地方自治法第 232 条の 2 に基づき、令和 2 年 8 月 20 日に甲良町町税等寄附金条例を制定・施行した。

審査請求人は、これらの調査・決定過程の正当性を確認するために、その関係の一切の資料（個人名は除外）の公開を求めた。

(3) 条例第 6 条第 2 項第 1 号及び地方税法第 22 条（秘密漏えいに関する罪）について

条例第6条第2項は情報公開の例外を列挙しており、第2項第1号は「法令又は条例等（以下「法令等」という）の定めるところにより、明らかに公開することができないとされている情報」を非公開とすることができる」と規定している。実施機関は、この規定に該当する法律として、地方税法第22条の「地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律（昭和44年法律第46号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」を根拠とし、ここに規定する「秘密」に、審査請求人が公開を要求する情報が該当すると判断し、非公開又は部分公開と決定した。

したがって、論点は地方税法第22条の目的、守秘義務免除の場合、第22条が規定する「秘密」の定義、「事務に関して知り得た情報」の範囲等の問題である。

(4) 地方税法22条の規定する守秘義務は、税務職員が税務調査等の税務事務に関して知り得た納税者自身や取引先等の第三者の秘密を保護することにとどまらず、そのような秘密を保護することにより、納税者が税務当局に事業内容や収支の状況を自主的に開示・申告しても、また税務調査等に協力しても、税務職員によってこれが公開されないことを保証して、税務調査等の税務事務への信頼や協力を確保し、納税者の真実の開示を担保し、納税申告制度の下での税務行政の適正な執行を確保することを目的とするものである。

また、同条は、納税者の秘密が漏示されることはプライバシーの権利を侵害することになるため、この基本的人権の侵害を未然に防止することを目的として規定されたものとも解される。

このような規定の趣旨に照らすと、同条にいう「秘密」とは、地方税に関する調査に従事する者が、地方税に関する調査事務の過程で知り得た私人の情報のうち、いわゆる実質秘、すなわち一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められるものをいうと解するのが相当である。

(5) なお、審査請求人は、甲良町町税等寄附金条例が根拠とする、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる」という「公益上の必要性」の認定は、「長や議会の全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要と認められなければならない」のであり、「町が二重払いと認定した納税者一人一人について、正当性・客観性を証明しなければならない」と主張し、一人一人の詳細な情報の公開を請求している。

確かに、審査請求人の主張するように、同条に規定する「公益上の必要性」の判断が長や議会の全くの自由裁量行為でないことは当然である。しかし、過誤納還付不能金を寄附金の形で返還することに関する一般的な「公益上の必要」に関しては、甲良町町税等寄附金条例の制定に先立って、甲良町が各納税者について適正な調査を実施したことを合理的・客観的に示すことで足り、審査請求人が要求するような、個々の未納者及び還付対象者の調査に関する全体情報は、個人情報保護の原則からして公表する必要はないと解する。

(6) 本審査会は、本件対象公文書を見聞し、上記のとおり調査対象である納税者の権利利益の保護を原則としつつ、税務行政の公正性と透明性、納税者への寄附の妥当性の説明

を行う必要性を最大限考量した結果、氏名や住所といった一義的に納税者が特定される情報はもちろんであるが、それ以外の情報であっても、本審査請求の対象情報のうち、開示される各情報の種類や内容や相互の関連により、納税者が特定されたり、ある程度の範囲まで特定される恐れがある場合には、特定の納税者の権利利益を侵害されることにもなるのであって、そのような場合には当該情報は「秘密」に該当するが、そのような恐れが認められない情報については、これが開示されることによって何人の権利利益を害することにもならないから、「秘密」にあたらぬと解釈し、以下のとおり部分公開するべきであると判断した。

(7) 本件処分1、2について

本件処分について、公開すべき部分とその理由は以下のとおりである。

①本件処分1（甲税第102号）について

審査請求人は、町が還付対象者と認定した15名の未収金に関わる金額、税目、賦課年度、納期の一切の資料の公開を求めた。実施機関はすべて非公開と決定した。

本審査会は、本件資料である未納明細書記載の住所、氏名、宛名番号、世帯番号だけでなく、税目、通知書番号、期別、納期限、法定納期限等、税額、督促手数料、延滞金、備考欄記載事項、調査内容は「秘密」にあたり、これに関して実施機関が条例第6条第2項第1号により、非公開とした決定は妥当と判断する。しかし、上述のように、項目名及び小計額・合計額は「秘密」にあらず、その他非公開事由も認められないことから、公開するべきと判断する。

②本件処分2（甲税第103号）について

審査請求人は、申し立て期間内に申し立てたとする67名の内、還付対象者と判断した15名について、その一人一人の申し立てた内容とその根拠、及び町がその申立に基づき「還付必要」と判断した理由及び根拠となる一切の資料（個人名は除外）の公開を求めた。実施機関は、全面非公開と決定した。

本審査会は、これらの資料の内、申立者からの「ヒアリングシート」に関しては項目名、「未納明細書」については項目名及び小計額・合計額、「未納金明細書」については項目名及び総合計欄、「未納額調査結果」については(1)~(6)の項目名、「未納の町税債務の承認及び納付誓約書」については文書名・本文と項目名、「記事一覧表（行動/予定）」に関しては項目名、記録日時、記事内容欄記載の甲良町職員名、対応者名、＜抽出条件＞欄の記載内容、「甲良町納付金納付書兼領収書」については文書名と甲良町口座番号・加入者名・領収印・甲良町長名、「Neo（収納システム）の画面ハードコピー」については項目名と担当者名、「対照表」については項目名、「調査報告書」については項目名、「コンピューターの打ち出しデータ」に関しては、データの項目欄及び削除フラグ欄の内容並びに実質消費区分・改竄疑い、着服疑い欄の記載内容、「個別の交渉記録」については項目名と連番、「個別の記録①、②」については文書のタイトル、「個別の記録③の一覧表」については項目名、番号、調査結果の箇所については、「秘密」にあらず、その他非公開事由も認められないことから、部分公開するべきであると判断する。

一方で、通帳のコピー及び他の関連文書については、「秘密」にあたることとした実施機関の非公開決定を妥当と判断する。

上記の各部分公開の理由は、個人の権利利益を保護しつつも、還付検証作業に関する甲

良町の説明責任を果たすことにより、行政の公正性と透明性を示し、税務行政への信頼の回復を図ることが条例の趣旨に照らして、妥当と判断するからである。

また、審査請求人による情報公開請求時には未発見であったが、その後の調査で発見され、第 103 号関連資料として本審査会に追加的に提出された 67 名についての「未納金調査に伴う納税者対応について」文書については、納税者の権利利益を保護しつつ、行政の公正性と透明性を示し、町政への信頼を図ることが条例の趣旨であることから、文書名と共通事項内容、個別事項の氏名・番号及び金額以外の部分を公開するべきであると判断する。

(8) 本件処分 3 (甲税 105 号) について

審査請求人は、令和 2 年 3 月 13 日に申立者の調査結果により、47 名に対して「公金着服事件の調査結果及び納付について」の調査結果の通知書等を送付したとする一切の資料の公開を請求した。実施機関は、これに関して、条例第 7 条の規定に従って、住所、氏名、宛名番号、未納金額、未納額明細書の個人情報部分を非公開とし、通知文・項目等を公開する部分公開決定を行った。これに対して、審査請求人は、未納金額及び未納額明細書に関する非公開決定部分の公開を求めた。

本審査会は、本件対象公文書記載の住所、氏名、宛名番号、未納金額、未納明細書記載の情報は、上述の地方税法第 22 条の「秘密」にあたるので、実施機関の部分公開決定を妥当と判断する。

(9) 結論

以上のように、実施機関が行った本件処分 1 (甲税第 102 号) 及び本件処分 2 (甲税第 103 号) は、地方税法第 22 条の解釈とその適用を誤っており、非公開決定を取り消し、主文「1 甲良町情報公開・個人情報保護審査会の結論」とおおり、部分公開するべきである。本件処分 3 (甲税第 105 号) の部分公開決定は妥当と判断する。

6、審査会の経過

本審査会の審議経過は、以下のとおりである。

令和 2 年 12 月 28 日	諮問を受ける (甲税第 169 号、甲税第 170 号、甲税第 171 号)
令和 3 年 1 月 19 日	実施機関から事情聴取及び審議
令和 3 年 2 月 8 日	審査請求人の意見陳述及び審議
令和 3 年 3 月 23 日	答申 (令和 2 年度答申第 3 号)

甲良町情報公開・個人情報保護審査会

会長 高橋 進

副会長 佐口裕之

委員 奥川房代

委員 藤居桂三

委員 松原歌子